

令和 2 年 度

第 4 回 定 時 総 会 参 考 資 料

1	役員名簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）	1 頁
2	会員の推移	2 頁
3	兵庫県建築施工管理技士会会則	3 頁
4	兵庫県建築施工管理技士会細則	8 頁

兵庫県建築施工管理技士会

神戸市西区美賀多台 1 丁目 1 番地の 2

（一社）兵庫県建設業協会内

兵庫県建築施工管理技士会 役員名簿

令和2年3月31日現在（支部順）

技士会役職	会 社 名	役 職 名	氏 名	地 区
会 長	㈱柄谷工務店	代表取締役社長	柄 谷 順一郎	尼 崎
副 会 長	㈱岡 工 務 店	代表取締役社長	岡 榮 治	神 戸
	㈱柄谷工務店	常 任 顧 問	坂 井 豊	尼 崎
専務理事	(一社)兵庫県建設業協会	専 務 理 事	山 田 聖 一	本 部
理 事	㈱ 林 建 設	工 事 部 主 任	安 川 英 治	伊 丹
	㈱ 新 井 組	建築本部本店工事部 技 術 主 任	荒 井 悟	西 宮
	㈱森津工務店	建 築 部 長	佐 伯 均	丹 波
	㈱岡 工 務 店	建築部長工事グループ グループリーダー	増 田 宏 美	神 戸
	関西建設工業㈱	営 業 部 課 長	尾 形 和 稔	神 戸
	㈱明和工務店	顧 問	和 田 好 勝	神 戸
	明石土建工業㈱	取締役建設事業部 統 括 部 長	杉 原 学	明 石
	㈱ 高 階	取締役工務部長	道 清 勝 也	北播磨
	前川建設 ㈱	専 務 取 締 役	前 川 真一郎	加 印
	㈱ 神 崎 組	工 事 課 長	阪 田 馨	姫 路
	㈱ ノ バ ッ ク	建築工事部工事所長	丑 田 雅 弘	姫 路
	但南建設 ㈱	建 築 課 長	門 卓 司	南 但
	福井建設 ㈱	建 築 部 長	大 谷 一 明	南 但
	㈱川嶋建設	建 築 営 業 部 長	森 垣 智	豊 岡
	㈱中川工務店	取締役建築部長	崎 尾 豊 継	豊 岡
	株本建設工業㈱	取締役建築部長	株 本 昌 実	浜 坂
	㈱ 森 長 組	建 築 部 部 長	山 本 良 治	淡 路
監 事	㈱ 松 田 組	取締役事業推進担当	赤 木 勝	西 宮
	平 錦 建 設 ㈱	常 務 取 締 役	大 上 典 仁	姫 路

会 員 の 推 移

(単位:名)

現在時 会員区分	法人正会員		個 人 正会員	個 人 準会員	合 計	備 考
	代 表 者	施工管理技士				
平成29年 3月(設立時)	54	298	20	0	372	
平成30年 3月末	55	301	23	0	379	
平成31年 3月末	58	310	20	1	389	
令和 2年 3月末	59	301	23	1	384	

※ 細則により、法人正会員に加入の場合は、申出によりその法人会員内の施工管理技士5名までを個人会費免除で、登録できます。

兵庫県建築施工管理技士会 会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県建築施工管理技士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、建築施工管理技士の社会的地位の向上及び建築工事の適正な実施に必要な専門の知識並びにその能力の向上に努め、もって会員の利益と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の建築施工技術の向上改善に関する業務
- (2) 建築施工管理技士制度の普及及び宣伝に関する業務
- (3) 建築施工技術に関する研究及び研修、講習に関する業務
- (4) 建築施工管理技術に関する情報の収集及び資料の配布
- (5) 会員相互の親睦及び関係団体との連絡業務
- (6) 発注機関への意見具申、提言業務
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な業務

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同する一般社団法人兵庫県建設業協会に所属する法人及び個人とする。うち法人会員は、別に定める口数により建築施工管理技士を登録することができる。また、個人会員は、一般社団法人兵庫県建設業協会に所属する法人に勤務する建築施工管理技士とする。

但し、法人会員については、上記の登録並びに建築施工管理技士の資格の有無にかかわらず、その法人の代表者又はそれに準ずる者を会員とする。

3 準会員は、本会の目的に賛同する法人及び個人とする。うち、法人会員は、兵庫県内に本社又は支店、営業所を有する法人で、別に定める口数により建築施工管理技士を登録することができる。また、個人会員は、兵庫県内に住所又は勤務地を有する建築施工管理技士とする。

(入会の手続き)

第6条 正会員及び準会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 会長は、前項の入会申込書を受理したときは、理事会の承認を得てその入会を決定するものとする。

3 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、本会の会員となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(入会金及び会費)

第7条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 第6条第3項各号のいずれかに該当するとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て会長はこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または信用を失墜させ、会員として不適格と認められたとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選出)

第13条 会長は理事の互選によって選出する。

- 2 副会長は2名以内、専務理事は1名とし、理事の中から会長が推薦、理事会の承認を得て選任する。
- 3 理事及び監事は総会において会員の中から選出する。ただし、これを相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了の場合、又は辞任した場合であっても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を遂行する。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員の報酬)

第16条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第17条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長が委嘱し、会の運営に関し相談に応じる。

第5章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。
- 3 理事会は、随時必要なときに開催する。

(召集)

第19条 会議は会長が召集し、開会の5日前までにその会議の目的である事項及び会議の日時並びに場所を記載した書面により通知するものとする。

- 2 会議を構成する会員若しくは役員の5分の1以上から連名で会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第20条 総会及び理事会の議長は会長とする。

(総会)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画、事業報告及び予算、決算の承認
- (3) その他会務運営上特に重要な事項

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の決議)

第22条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 やむを得ない事由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ表決し、または委任状により代理人に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
- 3 法人会員の議決権については登録されている会員全員におよぶものとし、当該法人の会員全員は指名した代表会員にまとめて委任することができる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録は、議長と議長の指名する議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第24条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業の運営
- (2) 総会に提出する議案の審議
- (3) その他会務運営上必要な事項

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。

第6章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は会長が任命する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

2 本会の資産は、会長がこれを管理する。

(経費)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算の承認)

第28条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の決議を経て、総会に提出して承認を得なければならない。

(事業報告及び決算の承認)

第29条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、遅滞なく次の書類を作成し、理事会の議決を経て監事の監査を受け、その意見を付して定時総会に提出し、承認を求めなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録
- (4) 収支決算書

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(施行細則)

第31条 この会則の施行に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

2 本会の最初の会計年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月29日から施行する。

兵庫県建築施工管理技士会 細則

(会員)

第1条 法人会員は、当該企業の建築施工管理技士を何名でも登録することができる。

2 個人会員は、建築施工管理技士の資格を有する者で個人の資格で入会する。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、入会金及び会費を次の区分により納入しなければならない。

(1) 入会金

① 法人正会員	1 社	1 5, 0 0 0 円
② 個人正会員	1 名	3, 0 0 0 円
③ 法人準会員	1 社	3 0, 0 0 0 円
④ 個人準会員	1 名	6, 0 0 0 円

(2) 年会費

① 法人正会員	1 口	2 0, 0 0 0 円
② 個人正会員	1 名	3, 6 0 0 円
③ 法人準会員	1 口	4 0, 0 0 0 円
④ 個人準会員	1 名	7, 2 0 0 円

＊ 法人については1口5名までとし、6名以上の場合は個人申込みとの併用可

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。